

『コロナ対策 緊急子ども支援基金』募金要項

募金名称

『コロナ対策 緊急子ども支援基金』

募金目的

新型コロナウイルス流行による蔓延防止対策によって、経済活動が停滞し、離職や収入の大幅減に見舞われたり、長期間に渡る休校措置によって、経済的に困難な環境にある子どもやその家庭が厳しい状況に追い込まれています。こうした非常事態下において、もともと脆弱な生活困窮家庭では、衣・食・住を伴う生活面、教育面、精神面等において、時には生命にかかわる甚大な影響を及ぼします。

こうした緊急事態に追い込まれている経済的に困難な状況下の子どもやその家庭に支援を届ける活動を行う非営利団体に対して、スピーディーな支援を届けるために緊急助成を行いたいと思います。

ぜひ、この趣旨をご理解の上、子どもたちのため、ご支援、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

今回の基金では、これまでに経済的に困難な環境にある子どもと家族に対するケアに取り組んでいる団体（学習支援、居場所、学童、子ども食堂など）で、コロナウイルス感染症の流行に対応して事業を継続、拡充しようとする団体などに対して、下記のような活動費用を緊急に助成したいと思います。

- ①オンラインプログラムの新規・拡充提供
- ②在宅時間延長に伴う虐待を防止するプログラムの実施
- ③ひとり親家庭等への食料支援、宅食事業などの継続・拡充
- ④支援活動を行うために必要なマスクやアルコール等の予防衛生物資の不足への対応
- ⑤休校中の子どもたちのための居場所の開設・拡充
- ⑥民間学童の継続のためのスタッフの補充・
- ⑦その他、当財団の常任理事会で特別に認めた新型コロナウイルス関連の費用

募金目標額

1億円

募金期間

2020年4月24日から2020年12月31日まで

当初は短期間ごとに締めて、早急に助成活動を行います。

募金金額

【個人の場合】特に定めません（ただし税制優遇を受けたい方は10,000円以上でお願いします）

【法人の場合】一口 100,000円（一口以上）

お申し込み方法（必ず ①申込書をFAXしてから ②送金してください）

① 寄付申込書のご提出をお願いいたします。

公益財団法人公益推進協会に「コロナ対策 緊急子ども支援基金」を受配者に指定して寄付することが可能です。その場合、特定公益増進法人への寄付とみなされ、税制上の優遇措置（所得控除）が認められています。追加寄付申込用紙は、当財団ホームページ (<https://kosuikyo.com/>) よりダウンロードし、必要事項を記入の上、公益財団法人公益推進協会 『コロナ対策 緊急子ども支援基金事務局』宛にFAX又はご郵送ください。

② 寄付金のご送金をお願いいたします。

・下記の公益財団法人公益推進協会の銀行口座、又は郵便振替口座にお振込み下さい。

銀行の場合 三井住友銀行 赤坂支店（825） 普通 9404422

口座名義 ザイ）コウエキスイシンキョウカイ

郵便局の場合 口座番号00180-8-513089 公益財団法人公益推進協会

※振込手数料は寄付者ご本人様のご負担となりますのでご了承ください。

ご寄付に対する税制上の優遇措置があります

この寄附金は、特定公益増進法人への寄附金として、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置があります。また一部の自治体では、個人住民税の寄附金控除の対象となります。

■ 個人の方が寄付をする場合の税制優遇について

◎所得税

当基金へのご寄附は、寄附金控除としての対象となります。さらに租税特別措置法に基づく税額控除に関する証明書を受けており、これによって、「税額控除」または「所得控除」いずれか有利な方式を選択し、寄附金控除を受けることができます。多くの場合「税額控除」を選択された方が税額は従来よりも少なくなります。控除を受けるためには、確定申告を行なうことが必要です。当財団が発行する受領証を添付して税務署に申告してください。また、税額控除を選択される場合は、「税額控除に係る証明書」もあわせて添付してください。

確定申告の時期は毎年2月16日から3月15日までです。(土日の場合は翌日か翌々日)

勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

(所得税法施行令第217条第1項第3号)

A. 【寄附金控除（税額控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として、所得税から控除されます。

$$(\text{寄附金合計額} \times 1 - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除額} \times 2$$

B. 【寄附金控除（所得控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として、所得税から控除されます。

$$(\text{寄附金合計額} \times 3 - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} \times 4 = \text{控除額}$$

※3 年間所得金額の40%が限度となります。

※4 所得税率は年間の所得金額によって異なります。詳しくは国税庁のホームページにてご確認ください。

◎個人住民税

都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄附金が、個人住民税の軽減措置（寄附金控除）の対象となります。(全国一律ではありませんので、お手数ですが、対象となるかについてはお住まいの各自治体にお問い合わせください。)

○ 寄附金額から、2千円を差し引いた額の

- ・ 都道府県指定の場合は、4%が個人都道府県民税の税額控除となります。
- ・ 市区町村指定の場合は、6%が個人市区町村民税の税額控除となります。

所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄附金控除も合わせて申告できます。

確定申告用紙の第二表の「住民税に関する事項」の「条例指定分」の欄に寄附金額をご記入いただき、当財団発行の受領証を添付してください。

転居された場合、旧住所の受領証では寄附金控除を受けられない場合もありますので、転居された方は早めに当基金までご連絡ください。対象となる寄附金の上限額は、年間所得の30%です。

◎相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、寄附した財産に相続税が課税されません。

なお、相続税の申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内とされています。
(租税特別措置法施行令第40条の3第1項第3号)

※税金のお問い合わせについては、お近くの税務署や税務相談室に直接お尋ね下さい。

■ 法人が寄付をする場合の税制優遇について

◎特定公益増進法人に対する寄附金の特例

特定公益増進法人に対する寄附金は、その寄附金の合計額と寄附金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

◎必要な手続き

決算時に、確定申告書寄附金の損金算入に関する明細書と当財団が発行の受領証を添付して下さい。
(法人税法施行令第77条第1項第3号)

※損金に算入できる限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。

詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。

お問い合わせ先

公益財団法人公益推進協会

『コロナ対策 緊急子ども支援基金』 担当高野

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814 e-mail: info@kosuikyo.com